

3 施設一体化整備用地における土壤汚染状況調査（本調査）の結果について

本市では、障害保健福祉施策の総合的な推進及び児童福祉施策の充実・強化を図るため、地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター及び児童福祉センターの一体化整備に向けて取組を進めており、この度、新施設の建設用地（旧衛生環境研究所敷地）（以下「建設用地」という。）において、土壤汚染対策法（以下「法」という。）に基づき、土壤汚染状況調査（以下「本調査」という。）を実施しましたので、調査結果を御報告します。

1 調査の位置付け

建設用地における土壤汚染調査は、平成30年度に事前調査を実施のうえ、令和元年5月の本委員会において調査結果を御報告しておりますが、今回の調査は、法に基づき、旧衛生環境研究所の施設の使用廃止後の調査が義務付けられているもの*であり、今回、事前調査で未調査であった建物下も含めて、本調査を実施したものです。

※旧衛生環境研究所は、水質汚濁防止法に規定する有害物質特定使用施設であり、法第3条に施設の使用の廃止時に土地所有者が指定調査機関に調査を行わせ、調査結果を市長に報告することが義務付けられている。

2 本調査の結果と区域指定について

本調査では、事前調査とほぼ同じ箇所において、下表のとおり、法の基準値を超過する特定有害物質を含む土壤が検出されましたが、事前調査の結果と同様、地下水が汚染されていないことを確認しており、周辺住民等への健康被害に影響はありません。

なお、環境政策局における飲用井戸調査により、建設用地から半径概ね250mを超えて500m以内に飲用井戸があることを確認しており、六価クロム化合物の基準値超過区域1区画は「要措置区域」に、それ以外の特定有害物質基準値超過区域は「形質変更要届出区域」の指定を受ける見込みです。（P4の参考を御参照）

基準値を超過して検出された特定有害物質名	検出種類	超過区域 区画数	区域指定の 見込み
六価クロム化合物「以下「六価クロム等」という。	土壤溶出量	1区画	要措置区域
鉛及びその化合物（以下「鉛等」という。）	土壤含有量	2区画	形質変更時 要届出区域
水銀及びその化合物（以下「水銀等」という。）	土壤溶出量	5区画	
ヒ素及びその化合物（以下「ヒ素等」という。）	土壤溶出量	3区画	
ほう素及びその化合物（以下「ほう素等」という。）	土壤溶出量	1区画	
基準値超過区域区画数合計		12区画（注）	

（本調査結果の詳細は資料参照）

（注）2区画は特定有害物質が重複しており実際の区画は10区画になる。

3 土壤汚染対策について

(1) 令和3年度当初から土壤汚染対策工事を実施する予定の基準値超過区画

番号	基準値超過の特定有害物質	区域指定	事前調査	本調査	対策の内容
⑤	鉛等（土壤含有量）	形質変更	●	●	汚染土壤の掘削除去と汚染のない土壤の埋戻しの工事を実施（区域指定解除）
⑥					

(2) 今後、地下部解体工事の際に土壤汚染対策工事を実施する予定の基準値超過区画

番号	基準値超過の特定有害物質	区域指定	事前調査	本調査	対策の内容
④	水銀等（土壤溶出量）	形質変更	●	●	上記(1)と同じ
⑪			●	—	

(3) 形質変更時要届出区域として適切に管理する基準値超過区画

番号	基準値超過の特定有害物質	区域指定	事前調査	本調査	対策の内容	
①	水銀等（土壤溶出量）	形質変更	●	●	土地の形質変更時に市長に計画の届出が必要	
②						
③						
⑦			ヒ素等（土壤溶出量）	—		●
⑧			水銀等（土壤溶出量）			
⑨			ヒ素等（土壤溶出量） ほう素等（土壤溶出量）	—		●
⑩	ヒ素等（土壤溶出量）	●	●			

注1) 番号：別紙の「基準値超過区域図」の番号

注2) 区域指定欄：要措置＝要措置区域，形質変更＝形質変更要届出区域

注3) 上記(3)は，汚染土壤の深度が深く，すべての掘削除去と汚染のない土壤の埋戻しの工事を行うには莫大な費用（約8億円）等を要することから，地下部解体工事において，新施設の建物基礎部分の範囲で地表から深さ3m程度の土壤については掘削除去するが，形質変更時要届出区域として適切に管理を行う。

(4) 上記(1)の費用について

汚染土壤の掘削除去と汚染のない土壤による埋戻しに要する費用及び汚染土壤の適正処理に要する費用の合計は，35百万円と試算

4 周辺住民等への周知について

六価クロム等の土壤溶出量基準値超過区域が要措置区域となる見込みのため，環境政策局の飲用井戸の調査範囲等を踏まえ，建設用地の地元住民の方及び建設用地から半径概ね500m以内（地下水の流向の下流側）の地域住民の方に対して，資料配布，町内会回覧等により，本調査の結果と土壤汚染対策工事等について周知してまいります。

5 土壤汚染対策工事費の債務負担行為の設定について

現在，建設用地においては，令和3年2月まで既存建物の地上部解体工事を実施しており，引き続き，令和3年3月から，上記3(1)の土壤汚染対策工事の準備に着手する予定であり，本年11月市会において，債務負担行為設定の補正予算案の上程を行う予定です。

(債務負担行為の内容)

	令和2年度	令和3年度
予算額	0円	3,500万円
理由	工事契約の準備行為のため	工事の実施のため

6 これまでの経過と今後のスケジュール（土壌汚染調査関連）

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成30年 | 10月 | ・事前調査実施（試料採取等） |
| 令和元年 | 5月 | ・土壌調査結果について住民説明会により地元周知
・教育福祉委員会報告（事前調査結果） |
| | 9月 | ・事前調査結果を踏まえた土壌汚染対策を実施
（汚染区画の植栽箇所を立入禁止とする囲い等を設置） |
| | 12月 | ・旧衛生環境研究所の特定施設使用廃止届出
・本調査開始（土地履歴調査等） |
| 令和2年 | 6月 | ・本調査実施（試料採取等） |
| | 11月 | ・本調査結果の資料配布、回覧等により地元及び周辺地域周知
・教育福祉委員会報告（本調査結果）
・事前調査結果による区域指定の告示
・補正予算案の上程（土壌汚染対策工事費） |
| 令和3年 | 1月 | ・本調査結果による区域指定の告示（見込み） |
| | 3月 | ・土壌汚染対策工事（準備）着手 |

1 要措置区域

地下水汚染が到達し得る距離の一般値（下表参照）の範囲に飲用井戸がある等、土壤汚染の摂取経路があり、健康被害を防止するため法に基づく措置を講じる必要がある区域

2 形質変更時要届出区域

地下水汚染が到達し得る距離の一般値（下表参照）の範囲に飲用井戸がない等、土壤汚染の摂取経路がなく（健康被害が生じるおそれがなく）、土地の形質変更を行う場合は、市長に事前に届け出が必要となるが、汚染の除去等の措置は不要の区域

特定有害物質の種類		地下水汚染が到達し得る距離の一般値
第一種特定有害物質		半径概ね1,000m
第二種特定有害物質	六価クロム	半径概ね500m
	ヒ素、ふっ素及びほう素	半径概ね250m
	シアン、カドミウム、鉛、水銀及びセレン	半径概ね80m
第三種特定有害物質		

3 土壤溶出量基準

法に定められている基準で、特定有害物質が汚染土壤から地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康リスクを考慮して、一生涯（70年間）にわたり、毎日、2リットルの地下水を飲用し続けても健康に対する有害な影響がない濃度として基準値が設定されている。

4 土壤含有量基準

法に定められている基準で、特定有害物質が含まれる汚染土壤を直接摂取することによる健康リスクを考慮して、一生涯（70年間）にわたり、毎日、6歳以下の子どもは200 mg、大人は100mgの土壤を口から摂取し続けても有害な影響がない濃度として基準値が設定されている。

